

令和8年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務 企画提案プロポーザルに係る質問への回答

(宮城県 農政部 食産業振興課)

該当資料	No.	質問内容	質問への回答	質問への回答日
4業務内容 (1)宮城県コーナー設置場所 ア首都圏	1	「日本百貨店しょくひんかん」約4.7坪の賃付条件(レイアウト、使用料、利用可能設備、運用方法等)及び前年度(令和7年度)の賃付条件の実績(使用料の実績など含む)について教えてほしい。※販売スタッフ、金庫、レジ等	レイアウト(イメージ)は別途のとおりとなります。 令和7~8年度の使用料については、質問者へ個別回答済みです。 利用可能設備の一例としては、以下①~③となります。ただし、宮城県コーナーレイアウトに必要な必要な器や備品、装飾等については、令和7年度同様、受注者は店铺管理者と協議・手配及び配置することとなります。 ①常温蔵-複数台 ②冷蔵・冷凍庫各1台 ③ショーケース-1台 運用方法については、令和7年度同様、店舗側の販売スタッフが納品された商品の品出し、レジ対応を実施します。	令和8年1月13日(火)
	2	日本百貨店「しょくひんかん」約4.7坪の賃付条件(使用条件)について、 ①令和7年度の実績で、商品の品出しレジなど店舗側(しょくひんかん側)が対応し て営業を教えてほしい。また、令和8年度においても同様の業務を店舗側が担当予定 か? ②商品の売り上げに対して、店舗側に支払う販売手数料の定めはあるか。令和7年度 実績及び令和8年度の定め(手数料の算定方法など)があれば教えてほしい。	①令和7年度店舗側の主な対応業務実績は下記のとおりです。 ・コーナー設置に係る什器や什器レイアウト案の提示 ・什器の設置位置(レイアウトなどの一部の変更に限る) ・店舗へ納品された商品の品出し ・商品のレジ対応 ・在庫及び期限切れ商品の確認作業 ・商品手配の手続き(受注者宛て) ・売上額及びレンジデータの共有(受注者宛て) ・商品の定期点検(受注者宛て) ②令和7年度の商品点元に対する販売手数料は下記のとおりです。 ・出店事業者負担 ・手数料は質問者へ個別回答済み ※①及び②は令和8年度においても同様の条件となる予定です。	令和8年1月16日(金)
	3	商品数について、500商品又は300商品とあるが、「品物の総数量(同じ商品を 50品目販売して50商品となる)」と「種類の数」どちらのことを示しているのか。	商品数は、「品物の総数量(販売個数)」ではなく「種類の数」を示しています。	令和8年1月13日(火)
	4	「イベント企画」は、対面型イベントのみを想定しているのか、オンライン施策(SNS 配信、EC 運動会)も含む想定。	仕様書4(1)(ア)及び4(1)(ウ)のいずれにおいても、対面型イベントのほか、SNS活用によるプレゼンキヤバーンやEC運動企画等のオンライン型イベントも想定している。 なお、仕様書4(1)(オ)OMOについては、オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験イベントであることが必要となります。 ※SNS配信の際に留まる組織の場合は、その内容によっては、「イベント」ではなく「広報」と判断する場合があります。	令和8年1月16日(金)
	5	OMO 要素を含む場合、EC サイトの新規構築や外部システム導入までを受注者に求める想定はあるか。	本業務において、EC サイトの新規構築や外部システム導入を受注者へ求められるものではありません。ただし、本業務の目的に合致する事務効率を更高めにすることに貢献するためのOMO(オンラインとオフラインの連携)等の、イベントの運営に係る必要なデータ収集等を目的とした、効率的なツールの利用を奨励するものではありません。	令和8年1月16日(金)
	6	イベント企画の成果指標(KPI)として、何が想定している具体的な評価軸(来場 者数、売上、接客数等)かあれば教えてほしい。	イベント企画の具体的な成果指標(KPI)は設定していないが、本業務目的に沿い、最大効率化が求められる形での評価軸を想定願います。	令和8年1月16日(金)
	7	イベント企画の実施回数・規模・内容は、受注者提案及び委託料の範囲内で調整され るものであり、発注者から一方的に増加・拡張を求められるものではないとの理解 でよろしいか。	発注者から、イベント企画の実施回数・規模・内容について、一方的に増加・拡張等を求め るのではありません。 仕様書4(1)(ア)及び4(1)(ウ)のイベント実施回数は、いずれも仕様書に記載のとおりと なります。また、仕様書4(1)(ア)のイベント内訳は、仕様書に記載のとおり、「企画内容 内訳については、発注者と監修の上、決定することになります」。 なるべく仕様書4(1)(ア)、基づき、受注者が独自に実施するイベント規制・内容については、委 託料の範囲内で調整される形での評価軸を想定願います。 また、受注者は、仕様書6(6)(イ)に記載のとおり、業務着手前の確認及び発注者との協 議を通して、イベント実施に向けた具体的な調整を行なうことを想定しています。	令和8年1月16日(金)
	8	イベント内容について、発注者からの要望があった場合でも、業務負担や委託料の範 囲を踏まえ、協議の上で実施可否を判断する認識でよろしいか。	仕様書6(7)に記載のとおり、経営又は定めのない事項が生じた際は、発注者と協議の 上、適切に対応することとなります。	令和8年1月16日(金)
	9	出品者募集において、県として想定している事業者規模(小規模事業者中心、既存取 引先中心等)はあるのか。	仕様書4(4)に記載のとおり、商品の選定に当たっては、「広く出品者募集を行うこと」とし ており、仕様書4(4)に記載のとおり、県及び関係団体受賞商品や県事業活用による開発 商品等を取り入れることを想定しています。	令和8年1月16日(金)
4業務内容 (7)広報	10	広告出稿や追加的な広報施策について、委託料の範囲を超える対応を受注者に求め ることはないとの認識でよろしいか。	本業務は、仕様書に記載する業務内容について、委託料の範囲内で実施していくべきもの です。 広報については、仕様書4(7)に記載のとおり、「効果的に周知する媒体を提案し、発注者 と協議の上、広報を実施すること」などはありますので、広告出稿や追加的な広報施策などの 他の実施に必要な事項については、発注者と協議願います。	令和8年1月16日(金)
	11	月次・随時の報告資料について、仕様書に明記されていない追加資料の作成を恒常 的に求められる想定はないとの理解でよろしいか。また、報告資料の修正や再提出 について、合理的な範囲を超える対応を受注者に求めることはないと、との認識でよ ろしいか。	提出(報告)資料は、仕様書に記載のとおり、月次、随時の報告に当たり、仕様書に 記載されていない追加資料の作成を恒常的に求めることはあります。 また、仕様書には、本業務において実施いただきたる業務内容を記載しています。 実施に実施する業務内容については、受注者決定後、仕様書6(6)に記載のとおり、業務 着手前に十分な打合せを行い、業務内容の確認を行うこととしています。 なお、仕様書に記載のとおり、受注者と協議の上、必要とする範囲において、発注者から受注者へ修正等の指示を行なうことは想定されます。	令和8年1月16日(金)
	12	本仕様書及び募集要領に明記されていない業務について、契約後に追加的な対応を 求められることはないと、との理解でよろしいか。	募集要領は、業務委託に当たり、最も適格な事業者を選定するために必要な事項を定めた ものです。 また、仕様書には、本業務において実施いただきたる業務内容を記載しています。 実施に実施する業務内容については、受注者決定後、仕様書6(6)に記載のとおり、業務 着手前に十分な打合せを行い、業務内容の確認を行うこととしています。 なお、仕様書に記載のとおり、受注者と協議の上、必要とする範囲において、発注者から受注者へ修正等の指示を行なうことは想定されます。	令和8年1月16日(金)
	13	短納期での対応要請が発生した場合でも、業務負担・実現可能性を踏まえ協議の上 で判断される、との理解でよろしいか。	本企業の運営に当たっては、仕様書6(6)に記載のとおり、業務着手前に十分な打合せを行 なう。仕様書6(7)に記載のとおり、業務内容を記載する事務を公募する場合においては、受 注者と協議の上、必要とする範囲において、発注者から受注者へ修正等の指示を行なうことは想定され ません。	令和8年1月16日(金)
その他	14	本業務の運営に当たって、業務負担や内容に影響する事項については、事前に協議の 上で合意形成を図る運用となる、との理解でよろしいか。	本業務の運営に当たっては、仕様書6(6)に記載のとおり、業務着手前に十分な打合せを行 なう。仕様書6(7)に記載のとおり、業務内容を記載する事務を公募する場合においては、受 注者と協議の上、必要とする範囲において、発注者から受注者へ修正等の指示を行なうことは想定され ません。	令和8年1月16日(金)